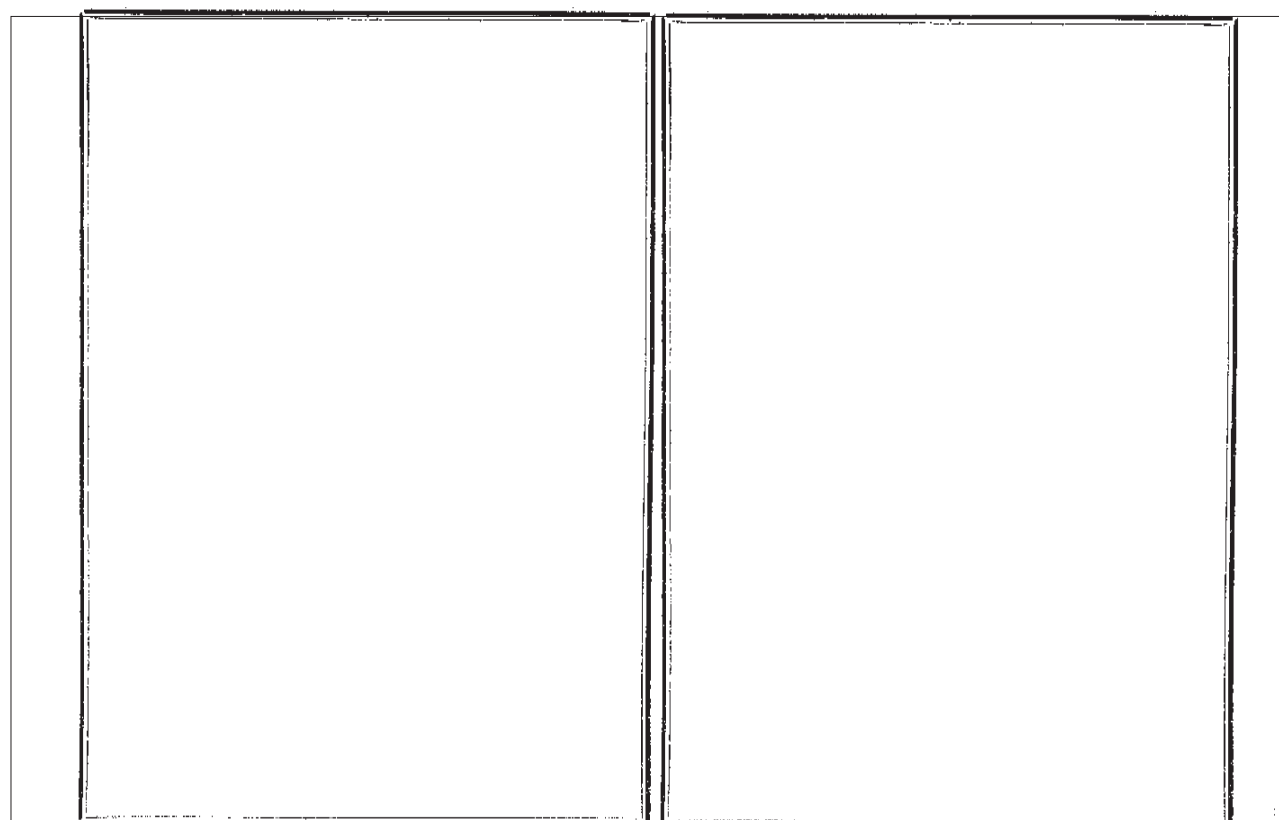
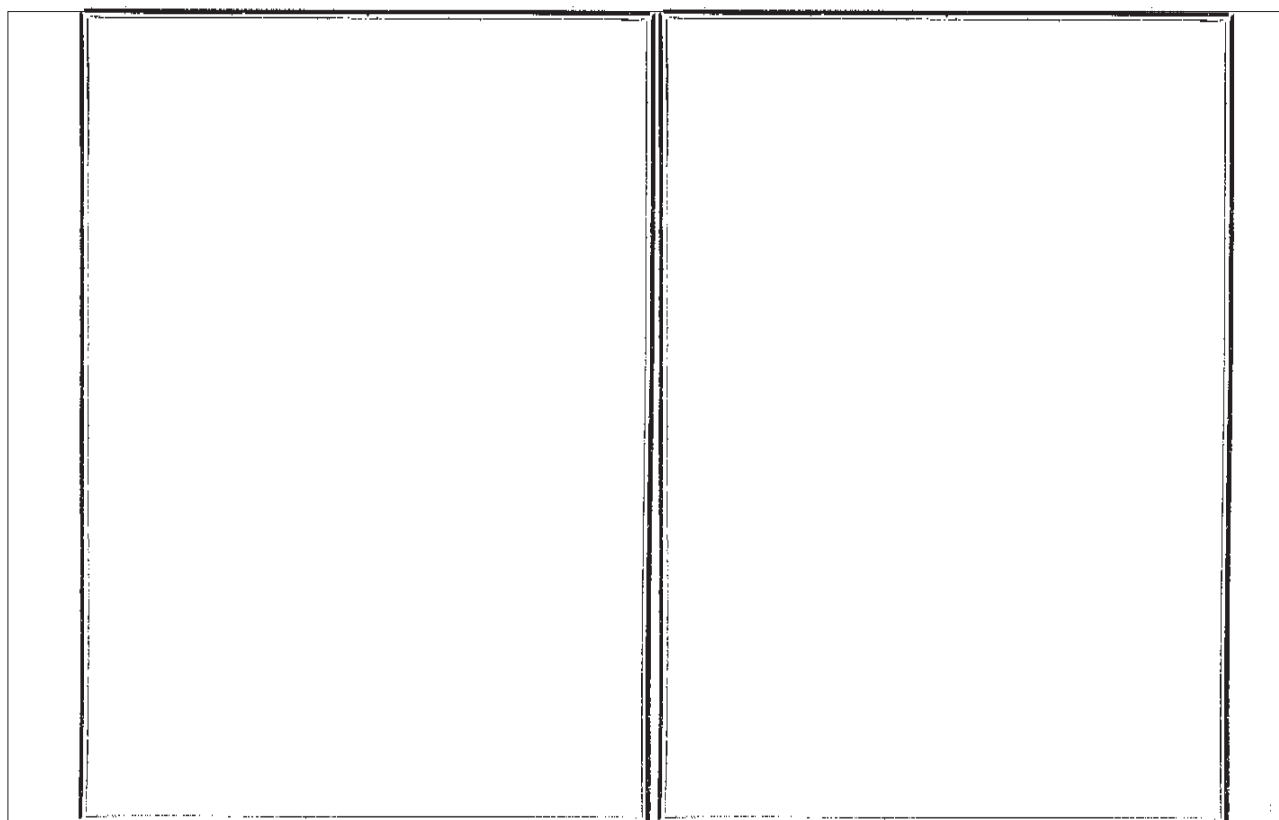


議事速記錄第八十號

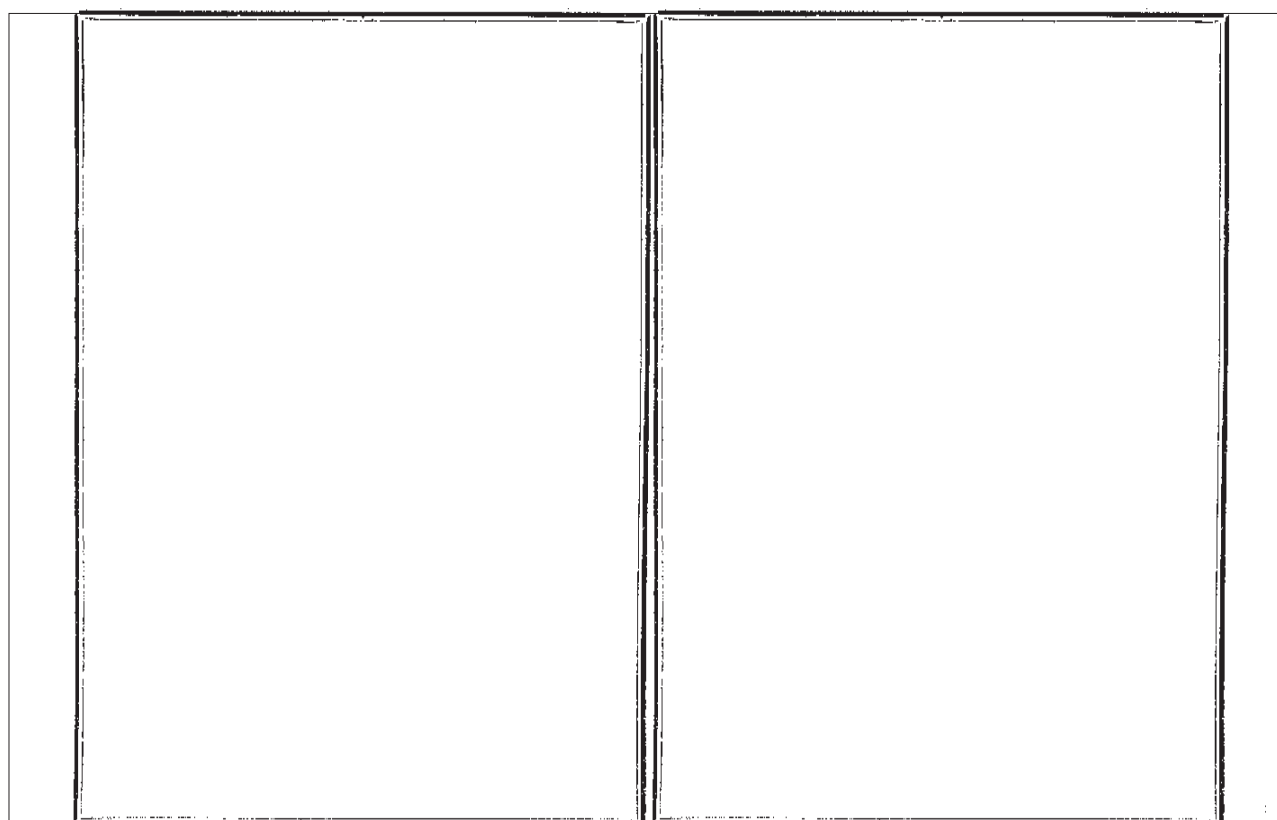
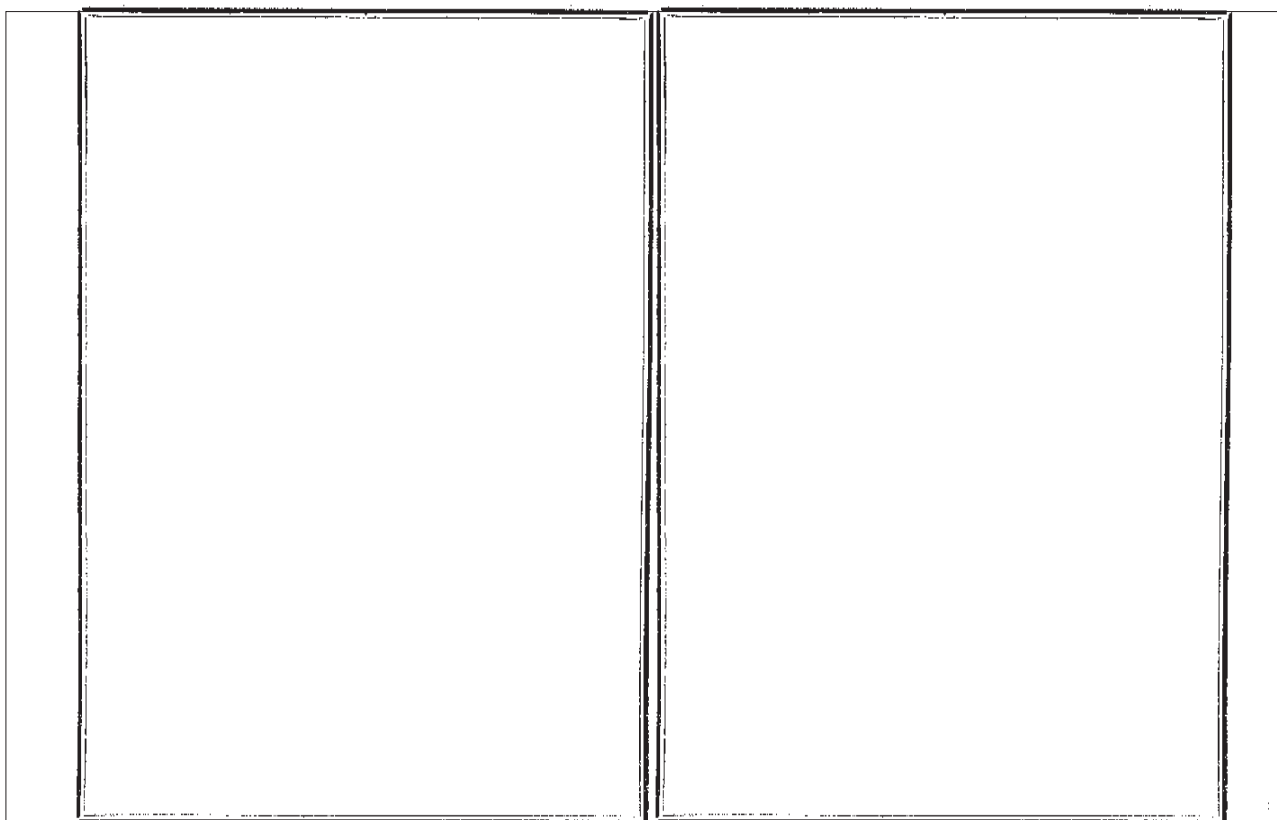
昭和十五年第五十二次居留民會  
臨時會議事速記錄

天津居留民團



議事速記録目次

一、業務復興資金起債ノ件	十四
二、業務復興資金特別會計條例案	十五
三、業務復興資金貸付條例案	十六
四、業務復興資金貸付審査委員會條例案	二十二
五、水災復興資金貸付條例中改正ノ件	二十二
六、昭和十四年度埋頭事業特別會計歳入出追加更正豫算案	二十五
七、特別會計埋頭築造歳入出追加更正豫算案	二十五
附 録	二十七
要 録	三十七



昭和十五年第五十二次居留民會臨時會議事速記録

昭和十五年一月十五日(月曜日)
於天津居留民會會議室

議事日程

- 第一、業務復興資金起債ノ件
第二、業務復興資金特別會計條例案
第三、業務復興資金貸付條例案
第四、業務復興資金貸付審査委員條例案
第五、水災復興資金貸付條例中改正ノ件
第六、昭和十四年度埠頭事業特別會計歳入追加更正豫算案
第七、特別會計埠頭事業歳入追加更正豫算案

出席議員 (二十五名)
山田榮治 早瀬精一 横山金吾 山尾市二郎
金山作次郎 龜澤省朗 木下秀良 里見幸太郎

(2)

石黒茂 上田茂 大内專 小澤昇
河合一雄 清水一太郎 永瀬三吾 森川照太
池原義見 古田治四郎 後藤謙郎 勝田重直
東良治 足立茂 金一煥 鹽谷信治
岡本久雄 出席議員

出列席員
白井民團長 宮家助役 上原會計主任 以下吏員十五名
午後五時四十七分開會

○副議長(龜澤省朗君)
具今の出席議員二十一名、法定數に達して居りますから只今より第五十二次居留民會臨時會議を開會致します、本日折悪しく矢野澤議長は旅行不在中とございまして私が議長の代行をさせていただきます、議事に還入るに先立ちまして本日の議事録署名者と致しまして清水一太郎君

横山金吾君此方御兩名にお願ひ致します、御承知願ひます、それでは恒例に依りまして只今監督官より招集の辭があります、暫く御静聴願ひます。
○武蔵總領事 登壇
昨更富地へ襲ひました未曽有の水害の打撃も幸ひにして各方面の御努力に依りまして漸次是れから恢復の方途に向ひ茲に昭和十五年の希望に満ちた新年を迎へることに成りました、ことは御同様に堪へないこととあります、時局は一段と重要な段階に邁入つて参ります、随つて又

(4)

達は十一月一日東京に全委員集合致しまして以後二ヶ月、十二月三十一日を以て大體使命を達成致しまして先般一ノ瀬君一人を後の事務或は調印、低利資金の受領等の爲に残つて頂きまして、他の者全員歸津致しました、以下大體の経過を御報告申し上げます、中間、民間團長は先きにお歸りになりましたが、御報告があつた事と存せられますのでダブル點があるかも知れませんが順序として最初から極く簡単に御報告申し上げます、東京に集合致しまして、運動の方針と致しまして監督官廳である外務省に總ての總括的指導を承けまして、其の指導に基いて諸願の目的を達したいと思ひまして最初は外務省に出頭致しまして補助金下附の件、低者貸下げの件併せて爲替管理の緩和、復興資材の輸出統制の緩和といふ大體四つの項目に就きまして諸願の項目を陳情致しました、外務省の御諒解を得て爾後關係各省に運動なり諸願を開始したのであります、補助金の方は色々書類の整理等東京で手間取りまして外務省で第一回の審査を行ひました、十一月八日に外務省に於きまして諸願書に基く補助金、低利資金の審査會を開きました、外務省の直接監督官たる東亞第三課の課長以下全關係官、それから會計課の方は會計課長以下全關係官の補ひの下に民間團長より詳細に諸願の旨を得ない事情を陳情致しました、数字に於ては詳細な審査を受けたのであります、その後数字に就ても協議會なり審査會なり開きまして諸願書の中から十五萬圓余を査定の上崩られまして其の余のものは事情に得ないものとして外務省の方は承認を経て大蔵省へ御取次を得たのであります、低利資金の方は全額已むを得ないものとして八百萬圓の儘御通しを得まして大蔵省の方に申渡り頂きました、補助金の方は十一月二十二日でありましたか初めて大蔵省の審

(8)

此北支と日本との接觸點であります當地と致しましても仲々前途多事であることは豫想せられるのであります、當地在留邦人の指導的立場にあられる皆さん方の御健闘を希望して已まな次第であります、本日は昭和十五年野郎の民會であります故に一言所感を述べまして新年に對する希望を述べさせて頂いた次第であります本日の議事日程は業務復興資金起債の件以下六件、何れも重要な案件でございます、どうか衷協同十分に審議を盡されんことを希望する次第でございます。(拍手)
○副議長(龜澤省朗君)
それでは是れより議事日程に還入ります、その前に民間團長より議案に關する御報告がありますから暫く御静聴願ひます。
○民間團長(白井忠三君) 登壇
本日の議案の主なるものは前々回の民會に於きまして御決議になりました低利資金を政府から貸下げを受けまして、業務復興資金と名付けて貸付條例その他を御審議願ふ次第であります、就きましては低利資金の貸下げを政府からお許しを得ました迄の経過に就きまして、御承知の通り上京委員をいたしましたので上京委員を代表されて山田委員から直接最後まで御運動下さつた模様を申し上げ、それを御参考として以下の議案の御審議をお願いしたいと思ふ考へるのであります、どうか山田議員の経過報告をお聴き取り願ひたいと思ひます。
○山田榮治君 登壇(拍手)
寔に僥越でございますが上京委員を代表致しまして其の諸願の経過を御報告申し上げます、自分

(5)

査會を開かれたのでありますが、是れ亦外務省で査定された如く各項目に亘つて詳細なる審査を受けまして、其の後急進な御決定を再三お願ひしたのでありますが、丁度折悪しく豫算編成期で各省共豫算編成で大蔵省の計局では御許して豫算編成に當つて居られる、斯ういふ様な臨時請願に對して御審議を頂く暇が無いのであります。大蔵省に於ても遠くから來て居るから何んとかして遣らうと食後とか何かの合間々々に特別の御審議を得ました。その結果大蔵省の御意向として現在内地の方の管内に約十萬圓、朝鮮の補助請願は約四十萬圓と斯ういふ様な大きな請願が來て居るに拘はらず之を計ふ事の出来ない情勢にあり、到底支那の事まで斯う兼ねるといふのと又民團として相當の豫算面から見れば餘裕がある、相當民團に於て爾後の負擔が出来る、最大限の負擔を國家に要求して來るのは豫算から見れば此儘要求する事は民團は余り誠意が無いぢやないかといふ解釋と、假りに之を認めるとしても斯ういふものは第二豫備金から支出すべき性質のものではない、第二豫備金は緊急不可からざるものに之を支出使用すべき金であつて既に費つたものは第二豫備金を要求すべきものでない、それは本年の追加豫算として要求すべきものであるといふ解釋で、此の豫備金の請願に就きましても理論としては難色で、實際問題として斯ういふ豫備金では無い、果してその豫備金を支出して宜しいかどうかといふ事に就ては大蔵省にも疑義がございまして最初相當難色があつたのであります。それからもう一つは例の排水費の百萬圓の割當で結局六十何萬圓と決算されて居りますが、それを民團に割當てたものならば夫れを込めて請願する、要するに民團の豫算三百萬圓に加へて請願すべきものが民團の豫算に組んで無く、又民會で何等の決議を得て居ない百萬圓を此儘

(6)

認める事に就ては疑義がある、果して支那の水害に對して斯ういふものを民團が負擔すべきものか國家が負擔すべきものか疑義がある、若し國家が負擔すべきものであるならば其方には總領事館があり、軍といふ國家を代表するものがある、民團といふ自治体を取次ぎするには及ばぬといふ解釋の下に此の形に於ては絶対に審議出来ないと云ふことでありました、是れは爾後他の御決定がありました後説明を受けたのであります。政治的に相當考慮を要するものであるから政府で負擔しないでは無いが形に於て民團で取次ぐのは間違つて居るから歸つて現地機關と折衝して請願すると決つた場合には改めて考慮するから、是れは一應支那の建設總署の方で支出して居るのであるから豫備金を以て支出する要は無いから本年度の追加豫算とするか來年度の新規豫算として要求するか、斯ういふことに考慮したいといふことでありました、例の排水費の御當金に對しては最後まで御審議を得られなかつたのであります。斯ういふ様な事情の下に相當大蔵省側に於きまして御決定に難色がありました、色々外務省の方なりその他からお口添へを頂きまして漸やく十二月十二日に内示會を開催される運びになりました、大蔵省の内示會で決定致しましたのは彼の復舊費の中の収益を伴ふもの、娛樂設備それは一切補助は出来ない、夫れを除いたものを基本数字としてその六割を補助する、それから水害費は水害費の中の二十萬圓の例の義捐金を繰込んで居ります、義捐金はあつた、貸して有るから財源として残つて居る、使つたとしても將來回收出来るものであるから二十萬圓を除いた其の殘額を基本数字として其の六割を補助するといふ御内示がありました、依つて直ちにその御内示の下に外務省に歸りまして根道第三課長その他、第三課の事務官の方々、

(7)

會計課の足羽理事官の御心配を頂きまして、どういふ風に仕様うかと協議致しました結果、復舊費の方の収益を伴ふもの、中に公立病院と民團の職員宿舎といふものを削られて居りますので、公立病院は實費診療、施設を意味する病院であつて營利を目的として經營して居るものぢやないといふ理由を以て復舊費を削ることには致しました、職員宿舎も内地の官舎に匹敵するものであるから之を削らなければ宿舎料を給しなければならぬ、ので全然収益を伴ふものでないとの理由を以て之が復舊費を要求して夫れを基本数字に加へて頂く様に要求しました。それから水害費の方の二十萬圓貸出した事は多分に救済を意味するもので回収は相當困難であるが理論として已むを得ない此の理論には服従しませうと私共大蔵省の内示に服従しましたが水害費は既に全部支出になつて之以上の繰越は方法が附かないので全額補助して頂く様復舊費を要求しました、足羽理事官は夜通し大蔵省に頭張つて頂いて二十五日朝七時頃漸やく其の復舊費を對する御審議をして頂くといふ様な大蔵省として格別の御審議を下さつたのであります。その結果復舊費の方の公立病院、職員宿舎の復舊費を認める、基本数字として認めやう、水害費の方は全額認める譯にはゆかない、基本数字の八割を認めるといふことになりましたが、最初の御決定五十二萬五千九百九十九圓に對して六十萬九千九百九十六圓の復舊費を認められた八萬圓餘が復舊費した次第であります。その御決定に我々は服従することに致しまして十二月十五日閣議に上程されて幸ひ閣議に於て之が御承認を頂きまして直ちに勅裁の手續きを執られて居ります、丁度第二豫備金は約二百五十萬圓餘で、外務省所管として民團に六十萬圓、それから天津總領事館の復舊費が二十何萬圓計八十何萬圓、外務省の所管で第二豫備金

(8)

の四分の一を取つたといふ事は皆つて前例の無い事である、も一つ疑きに申し上げました様に第二豫備金は緊急不可からざるもので極く些少な金ならば兎に角何十萬圓といふ金を第二豫備金より出した例は無いといふ事、普通十萬圓以内を第二豫備金より支出されて居ります。是れは天津の特別の事情や當地の特殊性を考慮したから十分政府の意を歸つて傳へようといふ外務省からの御注意でありました。それから低利資金に付きましては最初から資金局長、運用部長資金局長を歴訪致しまして、尙ほ外務省からも直接東亞局長が足を運んで下さつてお口添へ下さつたのであります。が最初、天津は物價が騰貴して却つて水成金が殖え、斯ういふ様な金は必要無いぢやないかといふ事や、水が浸いたさうであるが荷物、商品は二階に持上げて何等被害は無いぢやないか、花柳界方面の如きは非常な景氣で何處に水害があつたかといふ様な情勢である、現在天津を通つてみて殆んど絶望の状態にありました、も一つの理由は從來外地に貸出した斯ういふ性質の金は殆んどその回收の成績が悪い、從來の實例から見れば恐らく斯ういふものを運用委員會に廻しても運用委員會が通さないのぢやないかといふ御解釋の下に相當出すことは困難である、若し出すとすれば絶対に政府保証を要求すると言はれたのであります。政府の保証を要求せられるとなつたに對しては命令を以てその保証を御決めにるか或は議會の協賛を経て政府が保証をしなければならぬから手取りありますので、斯ういふ御難なることをせず何んとかして貸出して呉れといふ事を外務省のお口添へを頂きまして、東亞局長の如きは再三運用部長より資



(9)

金局長をお訪ひ下さいまして、天津の景氣は決してさういふ意味の景氣ではない、旅行者が遊  
び廻る花柳界の景氣或は商品の動きの如きは奥地の交通が開かれた爲にその方に前品を運搬す  
るのが頻繁になつたのである等種々と説明をして頂きまして是非天津に必要であるから貸出  
してやつて頂きたい、根道第三課長の如きは回収に不安があるならば監督官廳として回収に萬  
全を期する命令を出して、どういふ手續を採つても之に就ては監督官廳として責任を持つから  
貸出してやつてくれといふ非常に強いお言葉を頂きました、さういふ様な關係上何んとか  
しなければならぬぢやないかと、いふ氣分に聞いて居りましたが最後まで貸すといふことは内示  
すら渡して頂けません、君達は早く歸つたが宜しいぢやないかと冷かし半分には言はれたもので  
ありましたが幸ひに補助金の方が十二月十五日の閣議で決定しまして、諸願の大半六割乃至  
八割を御決定を頂いたといふ事實に依りまして、一方天津に補助金を出す程度にまで水害の事  
實が回響に於て認められた以上是れも何とか考慮しなければならぬといふことに急に氣分が動  
きましたのと、外務省のお力添へ、参謀本部、陸軍省各方面から天津の土地の必要性を説かれ  
まして、大蔵省の方も急に意思が變りまして、最初三百萬圓程度ならば考慮しやうといふ内示  
があつたのであります、外務省は八百萬圓の請願に對して三百萬圓押付けて歸へす譯には不可  
ん何とか五百萬圓程度まで考慮してやつて呉れ、さうすれば得心させて自分の方で歸へすから  
と三百萬圓を五百萬圓に大蔵省の方に外務省から色々折衝があつたのであります、結局四百萬  
圓といふ金額になりましたのは青島が千八百萬圓に對する一千萬圓の貸出しがありまして約六  
割年度の補助金の方も基本数字の六割、基本数字その儘として六割、さういふ點から色々従來

(10)

の例から見ますとどういふ所から出たのか六割といふことに纏へてなつてゐるからその程度認  
め様といふので四百萬圓といふ数字になつたのであります、それも運用委員會を経て居ります  
と運用委員會は本年二月半ばを過ぎてないと開かれぬ、それと金を持つて歸へるものは早  
くて三月の末、四月にならなければ持つて歸へない、それは困るだらうから政府の保証とい  
ふ手續を執らず直接貸してやつて呉れと外務省のお力添へがありまして、政府の保証も出  
來ぬといふので特に此の資金が急ぐといふ理由の下に大蔵省の緊急貸出しの辦法を講じやうと  
いふ東拓の社債引受けて東拓に資金を出してやる、東拓は自分の危険に於て民間に貸してやる  
低率の貸出しはないが大蔵省の遊資金を以て東拓の社債引受けといふので若干利息は高くな  
るのであります、低率三分二厘でお借り出来るのであります、遊資起債の爲に四分三厘に東拓  
の自己危険の保証料として年八厘を加へまして五分一厘を以て民間に貸出すことになりました  
東拓と民間にその話が纏つたならば大蔵省も考慮しやうといふのであります、東拓と色々折衝  
致しました結果、四百萬圓を政府で出して頂くならばその全額をお貸しして、利息は先  
割申しました四分三厘に八厘の利鞘を加へて二ヶ年の年賦償還で返済する、若し  
民間の方で回収の成績が良く早く返せるならば繰上げ償還を認めるといふことにして、東拓  
の方は是れは拓務省の管轄になりますので拓務省の認可を前提条件としてその話しを進めやう  
といふので拓務省の内示を受けたのであります、拓務省では民間の財産、民間の豫算等に就て  
厳密なる審査をして、その内示で東拓と話しを進めました、上京委員は大蔵省に出てその結果  
を報告しました結果年末の御用終ひで非常に忙しい時でありました十二月二十九日午後二時や

(11)

つとその通り決裁を受けまして四百萬圓の決裁を受けることに決定したのであります、その節  
に利息の問題があつたのであります、利息は之をどうするかといふことでありまして湯本財  
務官よりの御話の次第もあり、此方の参事會の電報で、不動産貸六分五厘を以て貸出す、信用  
の場合に年七分を以て貸出しするものと大蔵省にお答へしましたが、大蔵省の首腦部として、現地  
資金が六分五厘で借りられるものを六分五厘で貸しては政府で四分三厘で貸したものを中間東拓の  
保証料があるが六分五厘で貸出すことは高い、政府は天津の復興を早くさせる爲特別に貸  
出してやるのに借主に何等政府の意が通ぜず現地資本と政府資金との區別が無いといふことは  
非常に政府として折角さういふ貸出しをやるのに借主に適じないでは遺憾であるといふので、  
外務省の意思を確めなければならぬといふので借る間際になつて其の利率の點に就て折合はな  
かつたのであります、外務省としては現地の監督官廳を指して直接さういふ意思表示は出来  
ないが、天津に歸へつて天津總領事館と協議して現地に即應する決りめさせる、唯外務省では  
もつと下げて宜しいと思ふ、根道第三課長は大蔵省六分見當て宜しい、自分は考へるが現地の監  
督官廳でどういふ理由があるかも知れないから外務省として公けに意思表示は出来ない、大體  
六分といふ程度ぢやないか是れは直接民間に貸出すものではないが大蔵省として出来るだけ安  
い利息を以て貸す様にしやうといふ最後の御決定に對する我々に御内示がありました、さうい  
ふ譯で政府の方では斯ういふ様に特別に早く出してやつたものであるから一日も早く天津の復  
興に費へといふことでありまして、東拓の方も拓務省の方の認可は十二月三十日既に調つたの  
であります、此方は民會の協賛を得なければならぬ、監督官廳に起債のお許しを得なければな

(12)

らぬ、早急に運び難いから我々一應歸りましてその上で頂戴に上りますと申しましたが、政府  
としてさういふ運用委員會を經ずして出してやつたから一日も早く之を持つて歸へつて費ふべ  
きであるといふ御意思でありました、結局此方の手續が済みますと東京に参りまして東拓と  
契約しますと即時その金が受領出来ることになつて居ります、東拓との契約は現地契約を主張  
致しましたが、東拓として自己資金ならばそれで宜しいが政府の資金を以て貸す場合は本社扱  
ひが從來の例であるから支店では扱ひ難い、又送金關係が爲替管理に現在取重でありますので  
政府資金にしまして、東拓から民間に轉貸するものにしてはありませんが、東拓は東拓の許可  
が要る、民間自體資金ならば民間は營利を目的とするものではありませんが、東拓から、東  
京で金を受領して貰ひ度い、東京で調印して東京で受領して貰ひ度いといふ意向で大蔵省とも  
色々御相談申上げて東京で調印することに同意致して参りました、送金額に就きましては色々  
資料を出して三分の二を國內に残して居ります、大體その程度といふことでありまして、  
我々は三分の二を現地に持歸へつて残りの三分の一で資材を買ひ度いとお願ひしたのでありま  
すが、どうしてもそれだけでは許し兼ねるといふので年末三十日に交渉致しましたが殆んど關係  
官はお休みになりました御決定まで知らなかつたのであります、大體それは自分個人として  
半分位持歸へつて半分二百萬圓を内地に残してそれで資材を持出す様にしたいといふ様  
な程度の御内諾だけ頂いて参りましたその後の資金その他のことに就ては小瀬金融部長を残し  
まして、大蔵省の要求せられる材料の提示に就きましてその手續は目下進行中と考へます、

(18)

兎に角二分の一は持つて歸へられるものと思つて居ります、猶ほ爲替管理に就きまして外務省の通商局、大蔵省の爲替局に夫々依頼して参りましたが、事情无もの事であるが今具体的に事實を現し得ない、直ちに許可するとか認可するとかいふことは出来ないが其の點天津を元に還へず、要するに復舊する程度の資金ならば各個人々々が理由を附して願出の場合十分考慮してやるといふ御内諾を頂きました、資材輸出統制緩和につきまして商工省事務官なり物資調整官なり企劃院勤務局長その他調整局の方々に御目にかゝりまして復興資材の持出につきまして御願ひしました結果も此の爲替管理の方と同様に其の事實を見た上でなければ豫め斯ういふものに對して承認する譯には不可んけれども、之も元の形に引戻す資材であれば充分考慮しようといふことでありましたが二月十五日頃迄に總ての物動計画は確定されるさうであります、其の中に之を加へて置かんと具合が悪いといふものがあるが是れはさういふものがあるが、想像でなく事實に付いて調査したものを附し、各個人が願ひ出れば其の範圍内に於て渡すものは特別の扱ひを考慮するといふ様なことでありまして是れは今直に爲替管理の方も資材輸出につきましても以上申上げた様な理由で許可するとか認可を得て來るといふことは出来ませんので夫れぞれ各關係官の御了解を私に私から得て來ましたので民團として將來さういふものが有りましては御取次をすれば特別の御便宜を頂くものと思ひます。

以上申上げたことで大體是れを報告に代へたいと思ひます。

最後に申上げたことは補助金に付きましても低利資金に付きましても殆んど絶望的な情勢にありましたが幸ひにも是れだけの御決定を頂きましたといふことは當地總領事館なり軍部の方面からの絶大な御口添へを戴きましたことと外務省は無難のことと各夫れ々の機關から天津といふ土地の特殊性を御認め下さつて格別の御口添へを頂きましたことが斯ういふ結果になつたのであると思ひます、猶ほ御借りしました金なり補助を受けました金に就きましても監督官廳たる外務省の方からの御注意がありました政府の意思を充分居留民に傳へて此の金を最も有効に使へといふことで此の機會に附け加へて置きたいと思ひます、甚だ要領を得ません御報告ですが以上を以て御報告を終わりたいと思ひます (拍手)

(14)

○副議長(龜澤省朝君) 是は議事日程に入ります一、業務復興資金起債ノ件、これを議題と致します提案者より提案理由について御説明願ひます。

議案第一、業務復興資金起債ノ件

○民團長(白井忠三君) 一項から四項迄此の起債の要領を示してございませぬ、但し只今山田議員から御報告がありましたやうに此の起債契約は東京に於て東拓と調印することになつて居ります其の方法については目下當地の東拓の支店長が居られませんが、決定致しません、東京から契約の案文を送つて頂きまして當地に於きまして東拓支店長と立會の下に私が調印致しましてそれを東京に送つて小瀬君から本社へ出して貰ひ本社の調印を受けて御借りするといふことにしたいと思ふので、此

(15)

の起債の内容に大した變更のない限り細かなことに就いての契約事項は私に御一任願ひたい其の意味の御了解の下に御審議御決定願ひたいと思ひます

○副議長(龜澤省朝君) 質問ございませんか

(なしと呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) 質問がなければ満場御賛成のものと思つて議案第二、業務復興資金特別會計條例案を議題と致します提案者より御説明願ひます。

○副議長(龜澤省朝君) 議案第二、業務復興資金特別會計條例案

○助役(宮家清男君) 本條例案は前の水災復興資金と同一のものでございまして收支を特別會計とし、この資金貸付に要する経費は資金の貸付利子預金の利子を以て支辨すと言ふ原則を決めたものでございませぬ。

(質問なし) 「異議なし」 「議會省略可決確定」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) 是は満場一致御賛成と認めまして議會省略可決確定致します一、議案第三、業務復興資金貸付條例案之を議題と致します提案者より御説明願ひます。

(16)

○議案第三、業務復興資金貸付條例案

○民團長(白井忠三君) 本案のところに「ブランク」のまゝになつてをります御書入れを願ひます第八條の第一項利率は年六分とす、お書入れ願ひます、第九條の同じく第一項利率は年六分とす第十條の第一項利率は年六分とすとお書入れ願ひます第十二條第一項利率は年六分七厘とす、第十三條の第二項利率は日歩一錢六厘とお書入れ願ひます、其處で、大體新聞に一應出ましたやうに、大蔵省當局の御意見は此の前の八十萬圓の貸出利率と政府の低利資金との間に余り差額はつけないやうにされた、猶ほこれは當地方の金融界の色々の情勢からさういふ御希望がありましたので只今の八十萬圓の利率と同じやうに一應したいと考へたのでありましたが上京委員の御歸へのり後大蔵省や外務省の御意見を伺ひましたが折角政府が四分三厘で金を出してやるのに余り利鞘を除き取つて實際借受ける者の手元に入つた時大變高い利息になるといふことは本旨でないといふ御意見でありまして、甚だ御尤もに考へますので只今申しました様に、擔保貸出六分、信用貸出の場合七分七厘と云ふ風に最後の決定を致しましたに就きましては、監督官廳や北京の財務官との間にお打合せを願ひしましてその御注意御指示によりまして只今申すやうに決定致したのであります、其の他水災復興資金貸付條例と本貸付條例案の相違した主な點は第三條以下にあります債務者團を組織して、個人でなく何人かの團體を設けてそして連帯責任で借



(17)

受けるといふ方法を一つ決めたのであります。それから擔保貸付に制限を附しません。實は金額の制限と云ふものを附さないことに致しました。之が大きな相違点であります。無論償還期間は水災復興資金の如き極めて短期間なものと違ひまして二ヶ年据置十ヶ年以内償還と云ふことに致して居ります。それから信用貸付に付いては矢張り貸付額に對しては五千圓以内といふ制限を付けて置きましたが第十四條に特に必要ありと認めたる時は業務復興資金貸付審査委員会に諮問し其の決議に基き前條規定以外の特別の貸付を爲すことを得、といふ一附條の特別貸付の個條を加へましてそれ等の事情に應じて審査委員会の御同意があれば各條條の制限を超えた貸付をすることも出来るといふことに致したのであります。是れが條例案の中の主な違つた點でございます。それから今一つ第十八條に債務者並に連帯保證人に於て債務の履行を爲し得なかつた場合特に必要と認めたる時は居留民團法施行規則第八十八條の國稅徵收法に依り強制執行とするといふ趣旨であります。是れは先刻山田議員から御報告がありました外務省が大蔵省に對して回收の確信性を持たせる爲に民團をして課税と同じ趣旨の下に於いて償還を確實ならしめるといふ御趣旨でありましたので此の一項を加へた次第であります。

○山田榮治君 民團長一寸御伺ひしますが商品擔保の場合が店に陳列してあるやうなものは擔保と認めませんか。

○民團長(白井忠三君) 何れ此の貸付條例案の細則を決めざるから其の時無論決定するのですが大體に於ては店に陳列してある不動性でないものは擔保にならんと云ふのが原則になつてをります。特に動かして得

(18)

ない商店とか倉庫に入つてゐるもの以外は擔保にしないといふことを原則にしたいと思つてをります。

○山田榮治君 そのことに就いて御伺ひしたいのであります。實は申請しないことですが私願へりましてまだ條例の詳しく研究してないんですが私は一般の人の希望が殆んど此の金が擔保付を主とされてゐるやうに見られるがそれ程擔保を持つてゐる者ばかりではない、永年天津に居住して居つて不動産は持つてゐないが店を構へてから今日迄成績からいつても相當信用してゐるが規定からいつて規定以内しか借りがれない、斯ういふことに就ては考慮して貰ひたいといふことを是れは非公式に御伺ひしたいのであります。斯ういふことに就ては何か特別に御計りになるやうな御内意があるのでしょうか。

○民團長(白井忠三君)

それが先刻申上げた第十四條で處置したいと思ひます。御説の通り本人の信用状態が無論十分である場合は考へていゝんですがそれ以上に保證人の信用状態が非常に確實なものである場合は制限額を超過して貸出してもいゝやうに取扱ひたい、斯う思つてをります。

○副團長(龜澤省朗君) 他に御質問ございせんか。

○早瀬精一君 擔保貸付になりますと家屋不動産土地位でございますが最近旭街通りの店舗は一萬圓二萬圓と云ふ額で買取られて居る、それだけの店舗を張つて商賣して權利金を拂つてやつてゐるといふと殆んど不動産を持つてゐるやうなものになるんですが之が貸付られる場合はどういふ御考慮を願へませんか。

(19)

○民團長(白井忠三君) 遺憾ながらそれはどうも認められないと思ひます。兎に角相當長期の貸出である爲に成程其今の情勢に於きましては權利金といものは高く評價されてをります。けれども八年十年先きは見透しは付難いと思ひます。恐らく審査委員会の審査委員各位もそれは御考慮に容れられんといふやうに看做されるだらうと思ひます。

○足立茂君 此の第十五條に債務者が延滞した場合延滞金日歩三錢としてございしますが一方民團が東拓から借入れる場合の延滞金は日歩四錢となつてをります。其の差はどういふ風にして付

けられましたか。

○民團長(白井忠三君) 之は私一寸手落ちと申します。水災復興資金が三錢となつてをりましたのでそのまゝ、三錢にしたさうですが御説の通り東拓は日歩四錢といふことを上京委員に東拓が嘆ましくいはれどうしても四錢でないといふ趣旨を、そうするとこちらも四錢に改めなければならぬと思ひます。

○副團長(龜澤省朗君)

提案者より字句を改めたいと云ふことを云つておられますが。

○池原義典君 一寸今の民團長の御説明をもう少一聞きたいと思ひますが、東拓の四錢といふのは唯習慣からなつてゐるのであつて恐らく民團としてそれを拂ふやうな場合は無いんぢやないですか實際問題としてそれは起さる場合はなく唯東拓の習慣上四錢でなければ困る、他との振

合上困るといふのであつてこちらの場合は實際に三錢取る場合は茲に當然起ることであるから東拓の四錢といふのは差支へないんぢやありませんか。

○山田榮治君 之は先きの御報告で私いひ漏らしましたが、東拓の方は現在瀋陽の教育組合等に貸出をしてをりました其の案をそのまゝこちらに振向け居ります。私は斯ういふ性質のものに對して四錢は無茶ぢやないかと話したのであります。他との契約が總てそうなつてゐるからといふことで、實際問題として恐らく斯ういふものが民團に起さることは無いと思ふ、東拓の方は實際にそういふことが起つた場合は其の點に就ても充分考慮するといふことであつたが私はそれは口約束であつて契約に判を捺した以上それは困ると云つたのですが、他處の方との形もそういふ風になつてゐるからそれでやつてくれ萬一そういふ場合が起したら充分考慮するといふことでありました其のことを附け加へて置きます。

○民團長(白井忠三君)

池原議員の御説甚だ御尤もと思ひますので御差支ありませんでしたら一寸矛盾の形ですが、實際民團が延滞利息を拂ふといふやうなことは絶対にないと思ひます。第十五條は負債者から取らなければならぬ場合が時々起さるだらうと思ひます。四錢といふ日歩を取ること(原案通り、賛成)と呼ぶ者あり。

○横山金吾君 今の問題は私も池原さんと同じ意見ですが大體に於て借入十ヶ年二回平均拂といふことでは最初可決しました東拓で借入れる條件に十ヶ年平均して拂ふ

(20)

(21)

のてありましたか。

○民團長(白井忠三君) 元利均等償還です。

○横山金吾君 そうすれば三錢四錢の差額があつても何等差支へないと思ひます、といふ事は民團で貸出す資金といふものは東拓で貸します、年賦金といふ利子の上に三錢四錢遣つても何等その點に就て民團が損することは考へられぬと思ひます、原案通り三錢が普通だと思ひます。

〔賛成〕と呼ぶ者あり。尙私臆んやりしてゐましたが此の前の参事會で民團長の御説明では一年据置十ヶ年貸しといふこととして表を見ますと二ヶ年以内の据置になつてゐますが實際の運用は一年であります。

○民團長(白井忠三君) 一年です。

○横山金吾君 それならば宜しうございませぬ。

○勝田重直君 十八條の強制執行であります。是れは民法施行規則第八十八條、之に依るのでなくて證據になるのでせうか、無論その意味でせうか、之に證據して直ちに強制執行が出来るのでせうかその點お伺ひしたいと思ひます。

○民團長(白井忠三君) まだ本條の強制執行をやるかといふことは決定しておりません。必要の場合は館令を出して頂く様内談をして居ります。

○後藤敏郎君 十五條は三錢になつたんですか。

○民團長(白井忠三君) そうです。

(22)

○後藤敏郎君 質問もなく異議もないやうです。それから議會省略可決確定願ひます。

○副議長(龜澤省朝君) 質問ありませんか。三錢は議會省略可決確定致したいと思ひます。

〔三錢(賛成)〕と呼ぶ者あり。〔笑聲〕

○副議長(龜澤省朝君) 異議なしと認め可決確定致します。日程第四、業務復興資金貸付審査委員會議案を議題と致します。提案者より御説明願ひます。

○議案第四、業務復興資金貸付審査委員會議案

○助役(宮家壽男君) 是れも此の前の水災復興資金貸付審査委員會議案と全然同一のものでございまして此の前に御審議願ひましたものと同一であることを申上げて御審議あらん事をお願ひ致します。

〔同様〕と呼ぶ者あり。

○副議長(龜澤省朝君) 質問ございませんか。〔なし〕と呼ぶ者あり。

○副議長(龜澤省朝君) 御質問なければ議場一致賛成と認め議會省略可決確定致します。

〔賛成〕と呼ぶ者あり。

○副議長(龜澤省朝君) 是は可決確定致します。議案第五でございますが此の間御手元に追加議案として配布しました水災復興資金貸付修正ノ件を議題にしたいと思ひます。異議なくば之を議案第五として上程致します。提案者から提案理由を御説明願ひます。

○議案第五、水災復興資金貸付修正ノ件

(23)

○民團長(白井忠三君) 先程一寸申上げたやうに今度の四百萬圓の利率と前に決定しました八十萬圓の方の利率と餘り差のない方を監督官及び大藏省當局が御希望になりますので此の方を六分に決めました場合従來の六分五厘となつてを二厘下げ六分三厘と改めまして雙方の差を二厘に縮めたいといふので第五條第七號に「利率八年六分五厘」とあるのを「六分三厘」と改正したいのであります。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○副議長(龜澤省朝君) 他に質問ございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり。

○副議長(龜澤省朝君) なければ議場一致賛成と認め議案第五は可決確定致します。日程第五、第六とありましたのを改めて第六、第七と直して頂きます。此の第六第七を一括上程致したいと思ひます。

○後藤敏郎君 復興資金補助金の問題が大體済んだやうでありますから緊急動議を提出したいと思ひます。帝國政府に於て各地の方面から凡ゆる補助金を請願されたりなんかしてをります際、に於て天津の水害に對して非常な同情を寄せられそうして甚だ無理して迄も補助を與へられたといふことは、あの業務復興資金に對して前例のない取扱として下されたといふことに對しては要するに上京委員諸君が非常なる熱意と努力に依つて當つた所の結果と思ひます。此の上京委員に對して議場一同の意志を代表されて謝意を表されんことを御語りして頂いたらどうかと思ひます。動議が成立しましたら宜しく御願ひします。

(24)

〔賛成〕と呼ぶ者あり。〔拍手〕

○副議長(龜澤省朝君) 本動議は成立しました。それでは之を議案として御語りしたいと思ひますが方法はどういふことに致したら宜しうございませうか、感謝決議を此處でするといふやうな形に致しませうか、一寸それに就いて私案があります。民團側として山田榮治君、小澤昇君、商工會議所側武内進三君、小林陽之助君、別に森川照太君は正式な上京委員ではなかつたんですが別動議として終始盡力に與つたと聞いてをります。之に對して決議をして、其の感謝の方法は民團當局の適當な考慮に委せるといふやうな感謝決議をしたらどうかと思ひます。唯だ感謝といふだけに致しませうか。

〔事實を書いて文書で謝意を表したら〕と呼ぶ者あり。

○副議長(龜澤省朝君) 文書で感謝文贈呈ですか。〔そうです〕と呼ぶ者あり。〔民團當局に一任して頂いたらどうか(希望を附して民團當局に一任したらいい、だらう)〕と呼ぶ者あり。

それでは私案を讀み上げますからどうぞ御聞き願ひます。

上京委員に對する感謝決議案

民團側山田榮治君、小澤昇君、商工會議所側武内進三君、小林陽之助君、森川照太君は正式な上京委員ではないけれども。

〔森川議員「僕は、ですよ」〕

「年末多額の折衝家業を顧みず居留民の復興促進の爲盡力された等に對し感謝す此の勞に酬ゆる方法に關しては民團當局に於て適當に考慮されたい、此の決議を茲に致しまして民團當局

(26)

に一任したいと思ひますがどうかと思ひませうか。  
(異議なし賛成)と呼ぶ者あり  
○副議長(龜澤省助君)では議場一致御賛成と認めまして此の感謝決議を確定致します。(拍手)  
○副議長(龜澤省助君)では續いて只今申上りました日程第六、第七を一括上程致します提案者より提案理由に付て御説明願ひます。

○議案第六、昭和十四年度臨時特別會計歳入出追加更正豫算案  
○議案第七、特別會計歳入出追加更正豫算案

○民團長(白井忠三君)本案は去る八月廿四日開會さるべき臨時民會に提案致すこととしてをりましたが、其の臨時民會が水災の爲に遂に流會となり其の後二回臨時民會がありましたが其の機曾を得ませんでした。本日此處に再提案致す譯であります内容に多少の相違がございますが大體に埠頭の事業から入りする利益と申しますか、剰餘金をもちまして埠頭倉庫用地の未造成地、即ち福島街から大和街迄の間の倉庫地帯が御覽の通り完成してをりませんので逐次之を完成して行きたい此の趣旨の下に取り敢えず福島街から橋立街の間が少しまだ残つてをりますが買入を行つて、現在日本橋がそこに出て居ります爲に交通が非常に暗へてをります。従つて「バンド」側の道路を完全に福島街から大和街迄道路を完全に造らといふのですが、本家だけでは全部橋立街迄出来ませんが是れは追つて次の豫算更正の民會に於て不足の分は更に追加議案を御願ひしましてそうして本年度中に橋立街と福島街迄の間を完成したい斯ういふ趣旨の下に提案した次第です、どうぞ御審議御協賛を御願ひしたいと思ひます。

(異議なし)と呼ぶ者あり  
○副議長(龜澤省助君)御質問ございませんか。  
(異議なし)と呼ぶ者あり

○副議長(龜澤省助君)御質問なくば議場御賛成と認め御賛成可決確定致します、それでは之で全部日程を議了した譯であります。(拍手)  
○副議長(龜澤省助君)御多忙中の處御臨席下さいまして有難うございましたは之で閉會致します。(拍手起る)

(午後七時閉會)

(27)

### 昭和十五年第五十二次居留民會臨時會議事速記録附録

昭和十五年第五十二次居留民會臨時會議に於て議決したる諸事項左の如し

#### (一) 業務復興資金起債ノ件

- 一、起債ノ理由  
昭和十四年八月ノ水災ニ因リ打撃ヲ蒙リタル天津在留邦人ノ業務復興ノ爲業務復興資金ノ必要ナルコトヲ認メタルニ依リ之カ資金ヲ團債ニ據リ貸付ヲ爲サントスルモノナリ
- 二、起債ノ方法  
東洋拓殖株式會社ヨリ總額金四百萬圓也ヲ起債ス
- 三、利息ノ定率  
利率ハ五分ニ厘トシ辨濟ヲ怠リタルトキハ日歩四釐延滞利息ヲ支拂フモノトス
- 四、償還ノ方法及期限  
團債ノ元利償還ハ二個年据置ノ爾後十個年賦(年二回拂)ヲ以テ償還スルモノトス 但繰上償還ヲ爲スコトヲ得ルモノトス  
償還ノ資源ハ轉貸金ノ回收ニ依ルモノトスモ萬一轉貸金ノ回收ニ依リ不足ヲ生シタル場合ハ一般會計ヨリ繰入金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

#### (二) 業務復興資金特別會計條例

- 第一條 本資金ノ收支ハ特別會計トス
- 第二條 本資金ノ總額ハ四百萬圓トス
- 第三條 本資金ノ貸付ニ要スル一切ノ費用ハ本資金ノ貸付利子預金利子其ノ他ノ雜收入中ヨリ之ヲ支拂スルヲ原則トス

#### 附 則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

#### (三) 業務復興資金貸付條例

- 第一條 昭和十四年八月ノ水災ニヨリ打撃ヲ蒙リタル在留邦人ノ業務復興ノタメ東洋拓殖株式會社ヨリ借入タル資金四百萬圓ハ之ヲ業務復興資金ト稱シ其ノ貸付及運用ハ本條例ノ定ムルトコロニ依ル
- 第二條 本資金ハ昭和十四年八月二十日以前ヨリ天津ニ居住、事業ニ従事シ昭和十四年八月ノ水災ニ依リ經濟上ノ打撃ヲ蒙リタル在留邦人ニシテ引續キ天津ニ居住シ業務ニ従事スルノ意思確實ナル者ニ對シ之ヲ貸付クルモノトス
- 第三條 前條ノ資格ヲ具備スル者ハ本資金借受ニ關スル債務者團ヲ組織シ一括シテ資金ノ貸付ヲ受クルコトヲ得 但右ノ場合ハ左ノ各號ニ該當スルコトヲ要ス

(28)



(29)

一、債務者團ヲ組織スヘキ人員ハ十名以上タルヘキコト  
 二、全員各自主タル債務者トシテ貸付額全額ニ對スル責任ヲ負擔スヘキコト  
 三、無擔保貸付ノ債務者團ニアリテハ各自個人ニテ本資金ノ無擔保貸付ヲ受ケサルコト  
 四、前條ニヨリ債務者團ヲ組織シタルトキハ其ノ支拂擔當者ヲ定ムルコトヲ要ス  
 支拂擔當者ハ債務者全部ノ委任ヲ受ケ資金償還ノ事務ヲ掌ルモノトス居留民團ハ支拂擔當者ニ對スル請求ヲ以テ債務者全部ニ對スル資金償還ノ請求ヲ爲シタルモノトス  
 支拂擔當者カ過失怠慢又ハ其ノ他ノ事由ニヨリ他ノ債務者ニ損害ヲ與フルコトアルモ居留民團ハ其ノ責任ニ任セズ  
 第五條 本資金ノ貸付ヲ受ケントスル者ハ所定ノ借受申込書其ノ他關係書類ヲ居留民團長ニ提出スヘシ  
 第六條 前條ノ借受申込アリタルトキハ業務復興資金貸付審査委員會ノ審査ニ基キ居留民團長之カ貸付金額貸付期間其ノ他必要ナル事項ヲ決定シ之カ貸付ヲ爲スヘシ  
 第七條 本資金ノ貸付ハ左ノ區分ニヨル  
 一、證券貸付(借用證書ニヨル貸付)  
 2 無擔保證券貸付  
 1 擔保證券貸付  
 二、手形貸付(約束手形ニヨル貸付)  
 1 擔保手形貸付

(30)

2 無擔保手形貸付  
 第八條 不動産ヲ擔保トスル證券貸付ハ左ノ各號ノ定ムル處ニ依ル  
 一、利率ハ年六分トス  
 二、貸付額ハ擔保物件ノ査定價格ノ十分ノ七以内トス  
 三、擔保物件ハ天津居留民團地區内所在ノ土地家屋ニ限ル  
 四、擔保物件ニ對シ抵當權又ハ其ノ他ノ權利ヲ設定ス  
 五、擔保物件ハ他ニ抵當權其ノ他ノ權利ノ設定シテラサルコトヲ以テ原則トス  
 六、貸付後二個年以内ノ償還期間ヲ設ケルコトヲ得 但右期間ノ利息ハ定メラレタル期日ニ之ヲ支拂フヘキモノトス  
 七、償還期間ハ十個年以内トシ毎年二回定メラレタル支拂期日ニ元利均等償還ノ方法ニヨリ之ヲ償還セシム  
 八、必要ニ應シ連帶保證人一名以上ヲ要ス  
 第九條 有價證券ヲ擔保トスル證券貸付ハ左ノ各號ノ定ムル處ニ依ル  
 一、利率ハ年六分トス  
 二、貸付額ハ擔保物件ノ査定價格ノ十分ノ八以内トス  
 三、擔保トスヘキ有價證券ハ業務復興資金貸付審査委員會ニ於テ適當ナリト認定シタルモノニ限ル  
 四、擔保物件ニ對シ質權又ハ其ノ他ノ權利ヲ設定ス

(31)

五、貸付期間ハ一個年以内トス  
 六、定期ニ元利均等償還セシム  
 七、必要ニ應シ連帶保證人一名以上ヲ要ス  
 第十條 商品ヲ擔保トスル證券貸付ハ左ノ各號ノ定ムル處ニ依ル  
 一、利率ハ年六分トス  
 二、貸付額ハ擔保物件ノ査定價格ノ十分ノ八以内トス  
 三、擔保トスヘキ商品ハ業務復興資金貸付審査委員會ニ於テ適當ナリト認定メタルモノニ限ル  
 四、擔保トスヘキ商品ハ業務復興資金貸付審査委員會ニ於テ適當ナリト認定シタル倉庫業者ノ保管スルモノニ限ル  
 五、擔保物件ニ對シ質權其ノ他ノ權利ヲ設定ス  
 六、貸付期間ハ六個月以内トス  
 七、定期ニ元利均等償還セシム  
 八、必要ニ應シ連帶保證人一名以上ヲ要ス  
 第十一條 第八條乃至第十條ニ定ムル以外ノ物權又ハ債權其ノ他ノ權利ヲ擔保トシテ貸付ヲ受ケントスル場合ノ貸付額貸付期間其ノ他ノ貸付條件ハ其ノ都度業務復興資金貸付審査委員會ニ諮問シ居留民團長之ヲ決定ス  
 第十二條 無擔保貸付ハ借主及連帶保證人ノ信用程度資金ノ用途等ニヨリ其ノ貸付ヲ決定スルモノニシテ左ノ各號ノ定ムル處ニ依ル  
 一、利率ハ年六分七厘トス  
 二、貸付額ハ同一人ニ對シ五千圓以内トス 但債務者團ニ對スル貸付額ハ其ノ組成人員一名ニ付五千圓以内ヲ以テ査定シタル合計額トス  
 三、貸付金ノ償還期間ハ三個月トシ其ノ間ハ利息ノミヲ支拂ハシム 但昭和十七年以降ノ貸付ニアリテハ償還期間ヲ設置セズ  
 四、償還期間ハ三個月以内トシ毎月定メラレタル支拂期日ニ元利均等償還ノ方法ニヨリ月賦ヲ以テ之ヲ償還セシムモノトス  
 五、連帶保證人二名以上ヲ要ス 但債務者團ニ對スル貸付ニアリテハ特ニ必要アル場合ノ外ニ之ヲ要セズ  
 第十三條 手形貸付ハ左ノ各號ノ定ムル處ニ依ル  
 一、貸付期間ハ三個月以内トス  
 二、利率ハ日歩一錢六厘トシ貸付ノ時ニ於テ利息ヲ割引先拂セシム 但期限前辦濟ノ場合ハ過收額ヲ拂戻ス  
 三、擔保物件ヲ提供シテ手形貸付ヲ受ケントスル者ニ對スル貸付ニ關シテハ本條ニ別段ノ規定アルノ外ハ第八條乃至第十一條ノ規定ヲ準用ス  
 四、無擔保ニテ手形貸付ヲ受ケントスル者ニ對スル貸付ニ關シテハ特ニ本條ニ別段ノ規定アルノ外ハ第十二條ノ規定ヲ準用ス

(32)

ノニシテ左ノ各號ノ定ムル處ニ依ル  
 一、利率ハ年六分トス  
 二、貸付額ハ同一人ニ對シ五千圓以内トス 但債務者團ニ對スル貸付額ハ其ノ組成人員一名ニ付五千圓以内ヲ以テ査定シタル合計額トス  
 三、貸付金ノ償還期間ハ三個月トシ其ノ間ハ利息ノミヲ支拂ハシム 但昭和十七年以降ノ貸付ニアリテハ償還期間ヲ設置セズ  
 四、償還期間ハ三個月以内トシ毎月定メラレタル支拂期日ニ元利均等償還ノ方法ニヨリ月賦ヲ以テ之ヲ償還セシムモノトス  
 五、連帶保證人二名以上ヲ要ス 但債務者團ニ對スル貸付ニアリテハ特ニ必要アル場合ノ外ニ之ヲ要セズ  
 第十三條 手形貸付ハ左ノ各號ノ定ムル處ニ依ル  
 一、貸付期間ハ三個月以内トス  
 二、利率ハ日歩一錢六厘トシ貸付ノ時ニ於テ利息ヲ割引先拂セシム 但期限前辦濟ノ場合ハ過收額ヲ拂戻ス  
 三、擔保物件ヲ提供シテ手形貸付ヲ受ケントスル者ニ對スル貸付ニ關シテハ本條ニ別段ノ規定アルノ外ハ第八條乃至第十一條ノ規定ヲ準用ス  
 四、無擔保ニテ手形貸付ヲ受ケントスル者ニ對スル貸付ニ關シテハ特ニ本條ニ別段ノ規定アルノ外ハ第十二條ノ規定ヲ準用ス

五、手形貸付ハ業務復興資金貸付審査委員会ニ於テ貸付ヲ決定シタル日ヨリ六個月以内ニ於テハ同一人ニ對シテ居留民團長ハ委員會ニ諮問スルコトナク適宜其ノ貸付又ハ書付ヲナスコトヲ得

第十四條 居留民團長特ニ必要アリト認メタルトキハ業務復興資金貸付審査委員会ニ諮問シ其ノ決議ニ基キ前條ノ規定以外、特別ノ貸付ヲ爲スコトヲ得

第十五條 債務者契約ニヨリ滞滞シタルトキハ其ノ滞滞額ニツキ日歩三錢ノ遅延利息ヲ支拂フモノトス

第十六條 債務者債務ノ履行ヲ爲ササルトキハ連帶保證人ハ居留民團ノ請求ニ應ジ直チニ其ノ債務ヲ履行スヘシ

第十七條 債務者並ニ連帶保證人ニ於テ債務ノ履行ヲサザルトキハ擔保物件ノ處分又ハ強制執行ニヨリ債權ノ取立ヲ爲スモノトス

第十八條 前條ノ場合居留民團長ニ於テ必要ト認メタルトキハ居留民團法施行規則第八十八條ニ依リ之ヲ處分ス

第十九條 居留民團長ニ於テ貸付金回收ノ要アリト認メタルトキハ貸付契約期限内ト雖債務者ハ即時其ノ返済ノ要求ニ應スヘキモノトス

第二十條 本條例施行規則ハ居留民團長之ヲ定ム

附 則  
本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(四) 業務復興資金貸付審査委員會條例

第一條 本民團ニ業務復興資金貸付審査委員會ヲ設ク

第二條 本會ハ業務復興資金ノ貸付運用ニ關シ居留民團長ノ諮問ニ應ジ貸付ノ可否、金額、期間、貸付ノ回收其ノ他必要ナル事項ヲ調査審議スルコトヲ以テ其ノ目的トス

第三條 委員ハ十名トシ居留民團長之ヲ選任シ領事官ノ承認ヲ受クルモノトス

第四條 委員ハ名譽職トス

第五條 委員ノ任期ハ一ケ年トス

第六條 委員ニ缺員ヲ生シタルトキハ第三條ニヨリ補缺ス但其ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第七條 委員ハ委員長及副委員長各一名ヲ互選ス

第八條 委員長ハ委員會ヲ招集シ議長トナリ職務ヲ代行ス

副委員長ハ委員長事故アルトキ其ノ職務ヲ代行ス

第九條 委員長副委員長共ニ事故アルトキハ委員ノ互選ニヨリ臨時代理者ヲ定ム

第十條 委員會ノ會議ハ委員半數以上ノ出席ヲ要シ決議ハ出席委員ノ過半數ニ依リ之ヲ決ス可ク否同數ノ場合ハ委員長ノ決スルコトニ依ル

第十一條 居留民團長、助役、會計主任、金融部長ハ委員會ニ出席シ意見ノ陳述ヲ爲スコトヲ得

本會ニ書記一名ヲ置キ民團吏員ヲシテ兼掌セシム

附 則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(五) 水災復興資金貸付條例中改正ノ件

一、水災復興資金貸付條例中左ノ通り改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一、第五條第七號ニ「利率ハ年六分五厘」トアルヲ「利率ハ年六分三厘」ト改ム

(六) 昭和十四年度埠頭事業特別會計歲入出追加更正豫算

歲 入	拾壹萬七千壹百四拾圓也	追 加 更 正 豫 算 高
經 常 部	一、六萬七千壹百四拾圓也	既 定 豫 算 高
出	計拾壹萬七千壹百四拾圓也	
經 常 部	一、拾壹萬七千壹百四拾圓也	追 加 更 正 豫 算 高
出	一、六萬七千壹百四拾圓也	既 定 豫 算 高

計拾壹萬七千壹百四拾圓也

(七) 特別會計埠頭築造費歲入出追加更正豫算

歲 入	壹百貳拾壹萬參千圓也	追 加 更 正 豫 算 高
出	計壹百貳拾壹萬參千圓也	既 定 豫 算 高
出	壹百貳拾壹萬參千圓也	追 加 更 正 豫 算 高
出	壹百拾六萬參千圓也	既 定 豫 算 高
出	計壹百貳拾壹萬參千圓也	

(豫 算 表 省 略)



( 37 )

昭和十五年第五十二次居留民會臨時會要錄

一、議 員 二十五名  
一、會 期 一 日 (昭和十五年一月十五日)  
一、會 場 天津居留民團會議室  
一、成 績 省略  
一、議長及會議錄

全	速	書	民	副
	記	記	團	議
岡	笠	木	白	龜
部	井	下	井	澤
重	新	權	忠	省
憲	一	四	郎	三
	郎	郎		朔